

卒業認定について

①自動車整備学科 2 級自動車整備士コースは自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成 8.9.4 自整第 157 号）にもとづく学科 600 時間、実習 1200 時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第 11 条第 3 項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。

②自動車整備学科 1 級自動車整備士コースは、2 年修了時において、第 13 条第 2 項を満たし、4 年修了時においては、2 級ガソリン自動車整備士及び 2 級ジーゼル自動車整備士資格を取得して、学科 280 時間以上、実習 1215 時間以上（体験実習 200 時間含む）を含む合計 1800 時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第 11 条第 3 項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。

※第 11 条第 3 項：教科の評価は C 段階以上をもって当該科目の履修を認定する。ただし、3 年次及び 4 年次の教科の評価は B 段階以上をもって当該科目の履修を認定する。

※第 13 条第 2 項：自動車整備学科二級自動車整備士コースは自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成 8.9.4 自整第 157 号）にもとづく学科 600 時間、実習 1200 時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第 11 条第 3 項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。